

令和7年度 第4回松戸市水道事業運営審議会 議事録

- ・ 日 時 令和7年9月17日(水)午後2時00分から午後3時40分
- ・ 場 所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
- ・ 出席者 (1) 委員(6名)

大塚委員、後藤委員、土屋委員、麻木委員、元村委員、船山委員

- (2) 水道事業職員(11名)

加藤水道事業管理者、事務局、染谷技監兼工務課長、綿貫総務課専門監、川瀬工務課長補佐、宿谷総務課長補佐、干場工務課主幹、広瀬総務課主幹、総務課職員3名

・ 議 事

開会に先立ち、水道事業管理者より、あいさつがありました。

会議の公開等について、出席委員の了承を得て、傍聴者1名の許可と以後の受付後の傍聴を可能としました。

【議長】

それでは、議事に入りたいと思います。

前回に引き続き、水道料金の改定についてを議題といたします。

前回の審議会では、今後の市営水道を維持管理していくために必要な水道料金水準と、それを実現させるための料金体系につきまして、4つのポイントに分けて、各委員のご意見を伺って参りました。

その中で、ポイントの2つ目の基本水量の有無につきまして、激変緩和の観点から、1度に無くしてしまうのではなく、現行との中間となる1ヶ月につき5m³とする案はいかがかといったご意見がございました。

つきましては、基本水量を1ヶ月につき5m³とした場合について、事務局にて試

算していただくことになっていたかと思いますが、そちらの件も含めまして、基本水量について、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

前回ポイントごとに、ご意見を伺っていく際に、基本水量制のところ、現在1ヶ月10m³の基本水量を廃止するのではなく、その半分の1ヶ月5m³としてはどうかというご意見がございました。その場合の試算をして参りましたので、説明させていただきます。1ページをご覧ください。第2回目の審議会でお示しました、改定率は17.7%のもので試算いたしました。

用途別料金体系で、基本水量を現在のまま10m³とするパターンと、同じく用途別料金体系で、基本水量を廃止するパターン6、その間に、基本水量を1ヶ月5m³とするパターン9を作りました。

上段の基本料金部分をご覧ください。基本料金部分については、3パターンとも1,050円で変わりません。

下段の従量料金部分をご覧ください。パターン5につきましては、基本水量を1ヶ月10m³、2ヶ月で20m³までは従量料金をいただかないので、0円となっております。それ以降で料金を回収するため、従量料金単価は高めに設定することとなります。200円、285円、310円というように左側に現行料金があるのですが、現行料金だと160円、240円、270円となったものを40円ぐらい単価を引き上げないと回収できないということになります。

次に一番右のパターン6につきましては、基本水量なしとなります。

10m³までは、使用水量に応じて、1m³につき30円、21m³以降については、現行料金と同じ料金単価とすることができたというものです。

そして今回、パターン9として基本水量を、1ヶ月5m³、2ヶ月で10m³までは従量料金をいただかないので、0円となっておりますが、11m³からは、1m³につき30円、

21m³以降については、現行料金単価よりも20円から30円ほど高く設定することとなりました。

2ページをご覧ください。パターンごとにグラフにしたものになります。

初めにパターン 5 です。基本水量1ヶ月10m³の場合、2ヶ月で20m³まで従量料金がかからないことから、21m³以上の従量料金単価を引き上げなければならないため、逓増度が高くなります。

基本水量内使用者が、増加傾向にある中、大口使用者の使用水量は減少傾向にあるため、基本水量制を見直し、使用水量に応じた料金をもらうべきではないかという説明を以前させていただきました。

3ページをご覧ください。パターン6になります。基本水量制を廃止することにより、これまで料金をいただかなかった1m³から20m³については、使用水量に応じた従量料金をいただくこととなります。これにより、21m³以上の従量料金単価については、旧料金単価と同額とすることができたということでございます。

4ページをご覧ください。今回追加したパターン9になります。基本水量1ヶ月5m³、2ヶ月で10m³まで、従量料金がかからないことから、11m³以上の従量料金単価を引き上げなければならないため、現行料金と比べて逓増度がやや高くなるというものです。パターン5とパターン6のちょうど中間的なパターンといえると思います。基本水量制を廃止してしまうのではなく、少しでも負担感を減らすために、段階的に見直したらどうかというパターンになると思います。

5ページをお開きください。左側が現行料金、右側が新料金となります。

2ヶ月分の使用水量を10m³ごとに金額がわかるように表示したものになります。括弧内の金額は、現行料金との差額となります。

基本水量なしの場合は、使用水量に応じて従量料金が発生しますので、10m³で2,640円、20m³で2,970円と、これまで安く抑えてきた2ヶ月で20m³までの

少量使用料金が、638円から 968 円高くなります。

一方、右端の、基本水量が1ヶ月10m³の場合は、2ヶ月で、20m³まで従量料金が
かかりませんので 2,310 円、1ヶ月で 308 円ほどの値上げとなります。

そして今回試算してきた真ん中の基本水量が、1ヶ月5m³の場合は、2ヶ月で10m³
まで従量料金がかりませんので、2,310 円、1ヶ月で 308 円ほどの値上げとな
りますが、2ヶ月で20m³使用した場合は、2,640円となり、638円高くなります。
ちょうど中間的な料金となります。以上、基本水量を1ヶ月5m³にした場合の試算
結果となります。

以前、基本水量制について説明させていただいたように、基本水量内使用者が
増加傾向にあり、その割合は令和6年度末で 46.3%まで増加してきています。

一方、大口事業者の使用水量は減少傾向にあります。

基本水量制の目的は2つあって、1つは公衆衛生の向上ですが、市営水道の普及率
は 99.94%となっており、公衆衛生の向上という社会的役割はほぼ達成されて
います。

もう1つの目的である、生活用水の低廉化という点をどう考えるか。使用者二一
ズも変化してきており、節水しようという意欲が湧かない。一方、20m³まで一律料
金であることへの不公平感といった意見もございます。

また、令和7年2月に改定された水道料金算定要領の中で、基本水量を付与する
料金は、料金の激変を招かないよう、漸進的に対処するものとする、徐々に解消し
ていきなさいというふうに書かれております。

市内の約85%を占める県営水道においては、基本水量制は採用していません。
以上のことを参考にご意見を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。ただいま事務局より、新たに基本水量を1ヶ月につき

5m³とした場合の試算について説明がございましたが、前回までに示されておりました、基本水量なしと、現行の1ヶ月につき10m³までの基本水量ありの2つの案に加えて、今回示されました1ヶ月につき5m³までの基本水量ありという3つの案につきまして、審議したいと思います。

まず、本件につきまして、今、説明を聞いたばかりですので、すぐに考えをまとめることも大変だと思いますので、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をいただければと思います。

委員お願いいたします。

【委員】

前回、用途別ということで決まりました。

用途別ということは、一般住宅はこれ、店舗はこれ、学校はこれ、病院はこれ、工場はこれというのを用途別というのであって、公衆浴場だけであって、他は全部1つですというのは、用途別とは言わないのではないかな。

その辺をどのような用途別であるかとお考えなのでしょうか。

そうすると例えば、用途別で分ければ、一般住宅は基本水量を設けるが、病院は基本水量を設けないというようなこともあるので、用途を分ける方が先だと思うのですがどうでしょうか。

【議長】

では事務局よりご説明いただきますか。

【事務局】

確かに用途別料金体系ということになっていますが一般用と公衆浴場、この2種類ということで、公衆浴場については現在、小金地区に1件という状況にございます。

ただ市営水道設立当初から、用途別料金体系ということでスタートしておりまして、

その際も、一般用と公衆浴場の2種類で、ここまでずっときたということでございます。

なかなか用途別、例えば営業用ですとか、そのようなものを例えば別料金、基本料金に差を設けるということが、本来できれば良かったのですが、なかなかその分けが難しいと考えております。

この件に関しては、うちに限ったことではなくて、最近まで、用途別料金体系を採用していた例えば横浜市水道局、こちらも用途別といいながら、やはり結局は、一般と公衆浴場、或いは営業用というのがあるのですが、結局その単価が同じであるといった状況が、見受けられますので、そのようなことから2つでスタートしたということです。

【委員】

公衆浴場が1件で、それ以外は全部一様ということは、用途別ではないと思うんですが、やはり口径別と用途別は結局、同じことだと思います。

100mmを使っているのは病院とか、大手スーパーとか、学校とかそういうところだと思うので、ここでの13mmを使っているのは、一般住宅に限られると思うので、口径別と用途別は結局同じことだと思うのですが。

【事務局】

1件しかないということですが、一応、公衆浴場用の料金ということで設けていますので、一緒であると言えばおっしゃる通りです。

【議長】

用途別といってもほとんど一般、すべて一般というような形になってしまうので、その名称の付け方という点ではご意見があるのではないかと思いますがいかがでしょうか、その用途別料金体系を採用するかどうかにつきましては以前、こちらの審議会の方で、一応方向性としてはまとめたということになりましたので、その点

についてさらにご意見あるようでしたら改めて、ご意見、ご発言いただいて、そちらを答申の方に盛り込んでいくというような形で、まとめていければというふうに思いますけれども、委員いかがでしょうか。

【委員】

何となく全体的な議論が現状維持が良くて、改正すると料金が重たくなってしまう。だから現状維持が良いということで進んでいると思います。

私は用途別イコール口径別だと思っているので、口径別を採用して、100mmは病院とか大手スーパー、図書館、工場とかのはずですから、そちらの方の料金をアップさせれば、一般住宅の方は、逆に下げることも可能だと思うのですが、そういう考えは成り立たないのですか。

【議長】

これについては事務局からご発言いただけますでしょうか。

【事務局】

用途別に分けるというのはなかなか難しいと考えます。

例えば店舗兼住居だった場合どうするのかと、これからそれを分けていくっていうのはもうすごい大変な作業になると思うので、最終的には口径別料金だと思います。ただ、議長である会長からも、お話があったとおり、そういう意見があったということで、答申書の方には、まとめさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

口径別を採用すれば、一般住宅は避けることが可能かなと思うのですが。つまり、100mmとかを採用しているところの料金を高くして、13mmとかいうところは現状維持をすることが可能と思ったのですが。

【事務局】

その辺も何れは、口径別ということになれば、口径ごとに計算すれば出てきますので、その時に計算して出せばいいのかと思いますが、よろしいでしょうか。

【議長】

おそらく、理論的にはそういうふうな可能性が非常に高いのではないかと思いますけれども多分、今の時点でそれをお話できるご準備はない、ということです。

【事務局】

只今、委員からお話がありましたが、大口は減少しているものですから、小口がやはり多い。大口を高くして、小口に分配する。というような口径別という手法をとるといったテクニックも考えられるのですが、分配できるまでの大口の方が多いものから、あまり救済できないのではないかと、試算はしていませんけど、数字上そのようなイメージを持っております。

【委員】

わかりました。

【議長】

用途別のところについては、かなり議論がありましたので、そこについては色々な考え方があると思いますので、是非しっかりと答申書に盛り込んでいくという形で対応いただければと思います。それでは委員お願いします。

【委員】

私は前回、負担をなるべく減らすということで、用途別、いわゆる現状維持ということでご示唆したのですが、よく考えてみますと、委員のおっしゃるように、他の市町村は口径別を多く採用している。

何故かというのを考えてみますと、これだけ46.3%の一般受給者、家庭用があるということであれば、同じような13mmとか考えますと、口径別の方に次の料金改定のときには、採用する方向で進めていったほうがいいのではない

いかと。採用するとなっていくと、いわゆるバルブの交換とか、いろんなことが多少出てくるのではないかなと思うので、準備期間を含めて、一応次回の改定時には、口径別でする方の移行を考えながら、工事等の準備、バルブの交換がそんな簡単かどうか分かりませんが周りの状況を考えますと、審議を次回のために進めたほうがいいのではないかと少し考え方を変えました。

【議長】

ありがとうございます。ということもございますので、これは答申書の書き方だと思いますが、丁寧にご対応いただいて、進めていただければと思います。

それではまず基本水量の話が、中心的なところになりますけれども、基本水量の件について、何か確認したいことをご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】

先ほど委員から、次回の改定時に口径別にという話がありましたが、今も検討している時です。来年の令和8年度からスタートするが、その次というと、5年だったら令和13年度ですか。今、令和8年度がスタートしているのだったらともかく、まだ令和8年度のところをどうしようかという話し合いなので、口径別が良いと思うのでしたら、今のこの時点で、もう少し話し合っ決めてもいいんじゃないかなと思うのですが。行ったり来たりで事務局には申し訳ないのですが。それとも、今の時点で、検討すると何か不都合なことがおありになるのかどうか。

【委員】

前回用途別でご承認いただいたという前提で、お話しておりましたけど、それではなかったですか。

【委員】

私の意見は、用途別イコール口径別だと思うのですが。

【議長】

議事の進め方といたしましては、まず前回の委員会に、当審議会としての方針を検討して、そして皆様のご意見を聞いた上で、方向性を出していておりますので、ここでそれを覆して、方向性自体を改めて議論し直しましょうという形にしまうと、いつまでたっても議論を進めることができなくなってしまいますので、全体としての方向性につきましては前回お話しした内容で、その上で、さらにご意見ある場合にはそれを答申の方に組み込んでいくというような形で、できればというふうに思っております。委員、それでよろしいでしょうか。

【委員】

私は前回「慣れているから良い」といった発言について、どういう意味なのだろうと考えていました。慣れているから良いというのは、その方が、ある一定程度の水道料金を計算しているわけでもないと思います。だから慣れているということをおっしゃったとき、意味が分からなくて、だからすごく質問しなくてはと思っていた。

前回も色々な意見が出て、お互いにディスカッションして決めていくのが良いのではないかと言ったと思うのですが、こうだから良い、反対で終わるのではなく、説明を聞いてなるほどと理解できるものではなかったことから、私自身、すっきりしない感じでいました。

そこで、次回にとおっしゃったものですから、次回じゃなくて今回でもいいのではないかと考えて発言させていただきました。

【議長】

ありがとうございます。一応審議会の進め方としては、手続きに沿ってやってはいると思うのですが、事務局からこの点に関して何かご意見ございますか。

【事務局】

次回からという、先ほどご意見だったと思うのですけれども。

今回の会長の議事の進め方としては、前回、料金体系については用途別ということで、ご意見があればそれは意見として、というお話があったと思います。

委員の方々の中でどのようにお考えになるかと分からないのですが、一応進め方としては前回会長が、おっしゃった通り、多数意見で、審議会の意見として報告書の中に取りまとめていくということだと思います。

【議長】

承知しました。多分この点については、議論が尽きないと思います。

どれだけお互いに意見を言ったところで、満場一致ということは難しいと思いますので、おそらく構成するメンバーの人数が本日また欠席されている方がいらっしゃる場合だとか、変わったりした場合なんかにも変わっていくことだと思いますので、その都度その都度、もう1回蒸し返して議論をやり直そうということになってしまうと、どうしても進めることができなくなってしまいます。ですので、どうしても納得いかないというところは出てくるとは思うのですが、前回、ご意見を確認した上で、審議会の方針として進めてきましたので、そこは変えることなく、聞いていければと思います。

【委員】

前回、慣れているからということについては、用途別と口径別の違いが十分理解できなかったという前提で、今まで慣れているという用途別でずっと来たものですから、その方が馴染みやすいと。今後、受益者側から見たときに、今後の審議の問題になると思うのですが、口径別がいいのか、従来通りの用途別がいいのかというのは、もう少し、次回までに準備を重ねて、変えるのなら変えるという方向でいったらどうかということの意図でありました。私自身がちょっと理解できなかった。だから慣れている用途別の方で、とりあえず賛同してみました。

ただ、よく一晩考えた結果、合理的な部分を考えてみると口径別の方が十分良いのではないかという方向性を見いだしたというのが私の気持ちです。

【委員】

口径別と言うと、何か難しく全部グルーピングしなきゃいけないような気がするのですが、ほとんど25mm以下ですから、25mm以下は一般住宅と考えて、これ全部をグルーピングで1つの料金体系にして、30mm以上は病院、学校、スーパーとか工場の数%かなというところですから、2つのグループで分けても良いのではないかと。25mmまでと30mm以上ということで、そうすればそんなに難しくなく、料金体系ができると思うのですが。

【議長】

技術的なところにもなるかと思いますが、ちょっとその点、ご配慮していただけますか。

【事務局】

只今の口径別で、2つのグループに、分けたらどうだというご意見ですけれども。やり方としては色々あるかと思います。

以前20mmと25mmを同額としてはどうかとか、色々な考え方があると思います。やろうと思えば、いろいろな括り方はあるのかと思います。

ただ本来の口径別というのは水道料金算定要領に基づいて、計算で大体出てきますので、本来はそのようなやり方がいいのかもしれませんが、そこはやり方としてはいろいろあります。もし今後、そういう口径別に変えていくということであれば、試算してお示ししたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。ご意見自体はしっかりとこれを受けとめた上で、答申を作っていただくという形になるかと思います。

審議会としての方向性という形につきましては、基本的には、改めて同じことを何度も繰り返さないほうが良いと私は思っているのですけれども、委員の皆様としては、何かご意見ございますでしょうか。ではそれでよろしいでしょうか。

なかなか基本水量の話にはならないのですが、基本水量につきまして3パターン出てきておりまして、その中でどれが良いかをこの後にご意見をお伺いしようと思います。特にご質問等ないようでしたら、当審議会の答申案として、どの案がよいと考えるのか確認にお伺いしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは時計回りにご発言をお願いしたいと思います。

始めに委員から、よろしいですか。

【委員】

受益者の負担を考えれば、数字が明らかになっているように、どうでしょうか。なるべく少ない方が当然いいとは思いますが、この数字だけ見ればの話ですけれど。数字だけの判断でしていいのかどうか、ちょっと今、判断しかねていますので、他の委員で、分かる方のご意見もちょっとお伺いしてくれますか。

【議長】

では、委員、ご意見ございましたらお願いいたします。

【委員】

私も、前回ちょっと休んでいますので。

基本料金の話が先程出まして、40mm以上の大きい口径との点数のハンデが大分違いますので、大きい方から多少、小さい方の負担を担ってということで負担を軽減するっていう話が出たのですが、これはおそらく難しいと思います。もう、そもそも桁が違いますので。

パターン5、6、9でも、利益というか、料金値上げでペイはできるわけですね。この3パターンの中で全部大丈夫なのですか。

【事務局】

先ほどパターン5、パターン6、パターン9の3パターンを説明させていただきましたが、どのパターンでも料金は、回収できます。

ただ、基本水量をそのまま残すと当然、少量使用の料金が安く抑えられる代わりに、それ以外で料金を回収するかたちとなり、単価がちょっと上がってきます。続いて、基本水量を無くしてしまうと当然 1 m³につき幾らという形で、料金がかかってきますので、5ページのところを見ていただきまして、少量使用がある程度上がって、基本水量なしの場合ですと10m³使った場合2,640円。20m³使った場合だと2,970円となり、現行料金と比較しますと638円から968円高くなりますということです。

これまで料金を取っていなかった従量料金を 1 m³につき幾らという形で、お金をいただくことになるので、638円から968円高くなります。

逆にこれまで通りの基本水量がある場合は、例えば1ヶ月10m³、2ヶ月に20m³までの使用水量ですと、その間は従量料金をいただかないということになりますので、2,310円で現在の料金と比較すると308円の値上げで済みます。この308円というのは、基本料金部分での値上げの額になるのですが、従量料金では、料金をいただかないので、2ヶ月で308円の値上げになります。そして真ん中の列に今回、ちょうどその半分の基本水量で1ヶ月5m³、2ヶ月に10m³までの使用水量ですと、従量料金をいただかないので、2,310円、現在の料金と比較すると308円の値上げで、ところが20m³までの使用で見えますと2,640円となり、現行料金と比較して638円の値上げになります。ということで、ちょうど、基本水量が無い、基本水量ありの10m³とその中間が基本水量ありの5m³でちょうど中間ぐらいの料金です。

あくまでこの少量使用の1ヶ月10m³、2ヶ月に20m³までの少量使用のと

ころをどうするか、低く抑えてあげるのか。それとも県営水道のようにある程度
どんどん少量使用の割合が増えてきて、逆に大口の方が減ってきてるいうこと
ですので、この少量使用の部分をやはり、ある程度の料金をいただかないと経営
が安定しないというのが出てくるかと思います。

ですので、県営水道みたいに基本数量を無くしてしまうのがいいのか。
それともある程度、段階的に無くしていく。例えば、一旦5 m³に減らしてはどう
か。それともこれまで通り、やっぱりこの少量使用の部分をやっぱり安く抑えよ
うよということであれば、10 m³というのはこれまで通りにやることによって、
この部分は安くすることができるということになります。

【委員】

それでしたら、私の意見としては、従来通りの10 m³で良いのではないかと思
います。

【議長】

ありがとうございます。それでは委員からの意見をお伺いできればと思いま
す。よろしくお願いいたします。

【委員】

私も、委員の意見と同様でよろしいかと思います。

【議長】

はい。ありがとうございます。では委員ご意見をお願いいたします。

【委員】

基本水量があるという、その立法趣旨は公衆衛生の維持だと思うのです。公衆
衛生の維持が関係するのは、一般住宅だけであって、用途別で言うと学校、病院、
スーパーなどはないのです。

ですから私の意見として一般住宅が主である25 mm以下を基本水量は設け
るけど、工場、学校、病院、大型スーパーなどの使用水量が多いと思われる30
mm以上は、基本水量無しということにするのが妥当かなと考えています。

【議長】

今まで出てきていない意見ということになりますけれども、どうでしょうか事務局といたしますと。

【事務局】

ご意見は、どちらかという口径別料金体系の場合の話になりますので、今ここでご意見を伺いたいのは、やはり基本水量をどうするかという話になりますので、その意見をいただければと思います。

【議長】

はい。ありがとうございます。委員いかがでしょうか。
今のところでは、基本水量、一般用等の料金として、基本水量を設けるべきかどうかというところで考えるといかがでしょうか。

【委員】

立法趣旨からすると公衆衛生の維持ですから、やはり関係ない人と関係ないと思われる利用者には、基本水量なしだと思います。

だから、どうしてもその意見から、私は抜けきれないので、何とも言えないです。

【議長】

事務局からお願いいたします。

【事務局】

少し補足させていただきます。基本水量制の目的というのが、2 つあるということとです。

1 つはその公衆衛生の向上です。これについては、現在水道の普及率が99.94%まで普及してきておりますので、その役割は、ほぼ達成されたという話を先ほどさせていただきました。

もう1つの目的が生活用水部分、いわゆる1ヶ月10 m³、2ヶ月20 m³ほどの

生活用水部分の料金を安く抑えるということがもう1つの目的となります。

この目的を今後も、そのために基本水量を維持するのか。それとも、とは言っても、少量使用が増えてきているということを考えると、この基本水量というものは、段階的に解消していったほうがいいんじゃないかというような考え方もしております。

そこをどうなのかというようなご意見をいただければと思います。

【議長】

今の点を踏まえて、委員のご意見は。

【委員】

先程も言いましたけど、何となく全体的な議論が、現状維持が良くて、料金改定が悪いという方向に流れているのですが、私は将来的には、やはり基本水量は無しという方向に進んでいくべきだと思います。私の意見は意見とさせていただいて、もしどちらかを選べと言うのであれば、基本水量なし。という方向に行きたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。続きまして、委員からのご意見をお伺いできればと思います。

【委員】

ここへ来て、基本水量を今まで通りが良いという意見、それも要するに金額的に安いからいいと言われたのですが、料金を17.7%上げないとやっていけない。赤字にしないようにやるには、それだけ料金を上げないといけないということで、水を作るのに1㎡作るのに前回180何円とおっしゃっていました。ある程度お金がかかっていくということで、決して赤字にはできない。言ってみれば少ない人も多く使う人も、それに応じて同じ単価ではなくて、大きい口径の人がたくさんお金を払うっていう形に、なっているわけですね、これでいうと。要するに、どこで払うか。

水道料金として払うのか、或いは工場なんかが高い水の料金を払って製品を造ると、その製品を買う私たち市民も向こうが出してくる製品の料金は当然値上がりした水の代金が含まれている。

市民が安くなって、企業の方は、高くてもいいのではないかと思ったのですけれど、やはり、市内から、そのような工場とかが撤退していく。そういうことを考えると、やはり市内に色々な工場などを呼び込みたいと思って、水を使ってもらっただけじゃなくて、できたら税金も税収として、市に入ってくるということです。だから、あまり、大口のところを必要以上に値上げするっていうのはどうなのかというように今、思っております。

売上のためにとっても無駄に使えといっているわけじゃないんです。必要に応じて十分であり、色んな水を使う。やっぱり自然の恵みなので私たちも、水はできるだけ節水しましょうという運動をずっとしてきたと思います。大切な水だからということで、ですから、水が大切という気持ちを皆さんに持っていただいて、節水器具もどんどん出てきたと思うのです。

その中で、より豊かに生活していくためにということで、それぞれお互いに、お互い様であることを考えて、ある程度の金額を負担するっていうことを確保して、水を使ってもらっという形で、今10m³が基本水量ありで、2ヶ月20m³なのでという話がありました。

この1ヶ月で5m³、2ヶ月で10m³という案を新しく試算して出してくださいました。確かにこうしてみますと基本水量1ヶ月で5m³の方が少し高くなっている。使う量が多くなれば、そう差額はなくなりますけれど。基本水量なしに比べれば、安いということですよ。

この機会に、いろいろ、もう一度考え直してということであれば、初めの5年間は、まず、改定します。その時は、1ヶ月当たり5m³まで、2ヶ月で10m³までは減額

し、一定の金額2,310円ですね新料金とし、この金額から、少しは値上がりしていきますけれど、この1ヶ月5m³で、それだけ水を私たちは、何もしないで水道ひねれば出てくるっていう水を買うっていうことで、基本水量ありで、1ヶ月5m³を支持します。

【議長】

ありがとうございます。それでは委員は、1ヶ月5m³で、基本水量ありということになるかと思います。では、また戻りまして委員はいかがでしょうか。

【委員】

将来的に応分の負担っていうことを考えれば、基本水量なしで、やっていてもいいのではないかなと思います。

単純に目先の基本水量10m³というのは、金額的には見えるのですが、使った分の応分負担っていうことを考えれば、基本水量なしでいった方が、わかりやすいかなと思います。

私はそれを含めて委員のお話で、無しを含めた延長線上で口径別の方ということで、この応分負担は、基本水量なしで進めていても良いのではないかなという気が今しております。

【議長】

ありがとうございます。では、委員は基本水量なしということだと思います。そういたしますと、委員と委員が基本水量なしで委員が基本水量ありで5m³、委員と委員が基本水量ありで10m³ということで、意見が割れているようですけれども、どうしましょうか。ここで私が意見をといってもいいのですが、或いは今、2名ずつ入っている基本水量なしと基本水量ありで、委員にご意見を伺ってから、委員としてはどちらがいいでしょうかという形で進めてもいいのかなと思いますが。そうしましょうか。

【委員】

私は、どちらかと言われれば基本水量なしの方を選択するかと思います。受益者の方で、1ヶ月で10m³、2ヶ月20m³で、水道代が高いとおっしゃっている方がおりました。前にここにも見学にいらっしゃいましたけれど、そういう声を聞いていなければ、簡単にすっといくんですけれどやはりその方、いらっしゃった方1人だけだったのですけれど。

でも、あの常盤平団地のことを考えると、その人1人だけじゃなくって、多分そういう意見の方が多いただろうと思われるので、まず、段階的にとか、先ほど口径別はしないということを考えるのであれば、どちらか選べと言われまして、基本水量あり10m³となるんですけれど、でも10m³は今まで高いという意見があって、この資料を見ると5m³より10m³の方が安いことは安いんですけれど、やはり水道料金、水道自体もそうそう安くないよっていうか、でも、ペットボトルの水を買うから水道を使わないという状態ではないと思うんですね。水道料金がこれだけで高いっておっしゃっている方が、ペットボトルの水を買うとは考えられない。だから、できたら応分の負担をしてもらいたいけれど、どちらかありかなしかと言われますと、基本水量があり10m³をとって、次の段階で口径に移るときに、もう一度また、考えてもらったらいいかと思います。5m³の方が口径別より金額的に値上げ幅を取って良いんですけれど、それでも二者択一と言われたら。

【議長】

或いは、今一通りご意見をお伺いしたうえで、委員や委員としても当初のお考えで変わりはないでしょうか。どうですか。委員のご意見としては、このどちらかを選ぶということであれば、基本水量はありのほうがいいのではないかとということですか。

【委員】

そうですね。基本水量なしでも、口径は、今のところはなしで考えないとなれば。

そうすると、基本水量ありという形になっていくので、最初は5m³と言ったのですが、基本水量がありか、なしで残るのは、二者択一なので、ありで言いました。それと、住んでいらっしゃる受益者の方が、ひと月で10m³はもう高いということで、その時に、市長に水道料金のことを言いに来たのですが、ちょうど審議会をやっていたので、傍聴に入られた方々だったんですけど、伺いましたら、やはり常盤平団地の方だったのですが、年齢も高くて団地全体の平均年齢が高いですし、その方たちが、そんなに水を使わないのであれば、無駄に多く払うより、使った分で払ってもらうよりか、5m³と思っていたのですが、ここでは5m³がないので、だから、今まで通りの10m³を選択させていただきました。

【議長】

ありがとうございます。そういうことでございましたら、基本水量ありで10m³というところは、いろいろあるとは思いますが、どちらかという基本水量ありで10m³ということも含めると、委員、委員、委員の3名が基本水量あり10m³で、委員と委員が基本水量なしのご意見ということになりますので、当審議会の意見といたしましては、基本水量があり1ヶ月当たり10m³がよいのではないかとという方向性としつつ、基本水量なしや、基本水量あり5m³がよいというようなご意見もあったということで、答申の方に反映させていくという形でよろしいでしょうか。ご意見はあると思いますが、そういう形で答申としてはまとめていきたいと思っています。

それでは皆様からのご意見を伺いました結果、基本水量については1ヶ月10m³という案が多いようでしたので当審議会の答申案としましては、こちらを採用したいと思っています。

今回、ポイントの2つ目基本水量について審議結果が出ましたので、改めて、料

金水準及び料金体系の方向性について確認をいたします。

まずポイント1点目、料金体系については、用途別。ポイント2点目、基本水量については、基本水量ありで10m³。ポイント3、従量料金の考え方につきましては遁増性。そしてポイント4の料金水準については、2回に分けて段階的に引き上げるべきであるという形となっております。

こちらを主軸とした内容で審議会の答申案を作成することとなりますが、審議が割れた部分がありましたので、そちらにつきましてはその旨の答申に記載する形で報告とするよう、事務局におかれましてはお願いいたします。

続いて、議題「公衆浴場料金及び特別給水用料金」につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、公衆浴場用料金と特別給水用料金についてご意見いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6ページをご覧ください。初めに公衆浴場用料金について説明させていただきます。その概要ですが公衆浴場法第一条第1項に規定する公衆浴場に使用するものに限り適用となる料金となります。いわゆる銭湯といわれるものになります。公衆浴場につきましては現在小金地区に1件あるだけとなりました。

公衆浴場料金につきましては、基本水量制を採用しておりまして、1ヶ月100m³までが基本水量となり、超過料金については、一般用の料金よりも安い単価を採用しております。

現在の公衆浴場料金は1ヶ月100m³までが税抜き3,000円。超過料金が1m³につき税抜き50円となっており、これは昭和55年に見直された後、これまで据え置かれてきたということでございます。

現在、小金地区に1件あるのみとなったこと、また、公衆浴場の入浴料金は物価

統制令によって、都道府県により上限額が設定されています。

また、燃料費等の高騰により悪化した経営状況の改善を図るため、令和5年12月1日に、入浴料金が改定されましたが、大人料金を20円引き上げただけにとどまりました。このようなことを考えますと、今後の方針として、当該制度を維持することとし、引き続き現行料金を維持してはどうかと、このように考えております。以上が公衆浴場料金についての説明となります。

引き続き、7ページをご覧ください。特別給水用料金についてです。

特別給水用料金につきましては、主に道路清掃と一時的に使用する場合に、この料金が適用されます。これは基本料金をいただかない代わりに、1m³当たりの単価は一番高い従量料金単価と同額としているものです。

今後の方針でございますが、当該制度を維持することとし、料金改定後の単価は、従量料金の最高単価と同額としてはどうかと考えております。

以上、公衆浴場料金と特別給水量料金についての説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

【委員】

公衆浴場入浴料金を据え置くっていうことになっていますが、多分、松戸市だけではなくて、他の自治体でも水道料金を値上げすると思うのですね。それに伴って、公衆浴場入浴料金が改定されて高くなるというふうに、見ているのか。多分これだと今のところは、公衆浴場の料金は、今まで通りで値上げされないということを前提に、今までと同じで据え置いて、やっていくと考えていらっしゃるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】

公衆浴場料金で、先ほど入浴料金は大人が20円上がったということを説明させていただきましたが、それではなくて、各事業体の公衆浴場料金が上がるかどうかということでしょうか。

【委員】

今、入浴料金は各自治体で決めているということですか。

【事務局】

入浴料金につきましては千葉県が設定をします。なかなか、経営条件が厳しいということで、以前に組合からそのような要望が出されまして、先ほどの説明で令和5年12月に料金の見直しが行われたのですが、大人用の料金だけ20円上がったということにとどめましたので、ここで料金を上げるべきか、どうなのかということとです。

公衆浴場が残り1件ということもありますので、引き続き現行料金を維持しても良いのかなと考えているのですが、その辺のご意見をいただければと思います。

【委員】

今は、どこかで廃材をもらってきてというより、ガスで沸かしているお風呂屋さんが多いですね。

私は、いろんなものが値上がりしているときなので、本来だったら、あまり上げたくない水の料金を上げないで、入浴料金も上がらない方が、多分まだお風呂が設置されていない人達も結構いらっしゃるとなると、できるだけ、お風呂に入ってもらいたいという気持ちもありますので、値上げしないで済むのであれば、現在、公衆浴場に提供しているのは、水道部は黒字なのか、或いは赤字なのか、どういう状況なのかを教えてくださいませんか。

【事務局】

手元に資料がないのですが、現状は水道料金の給水原価は確か180円ぐらい

だと思いますが、本来であれば、その程度の料金をいただかないと、水道事業としては、少しマイナスになるのですが、そこをうまく少量使用の単価を落としてやっていこうというのが、先ほどの基本水量制もそうですし、逦増制従量料金についてもそうですし、なるべく少量使用の単価を減らして、落として安くしてというような料金体系にはしているということです。

この公衆浴場については、正直、本来であれば、もう少し頂かないとという話ですが、そこはなるべく安く抑えるということで、近隣市も同様にやっておりますので、近隣市と比較しても現在、松戸市の料金がそんな高いわけでもなく、一番安いというわけでもないのですが、1㎡当たり50円に対して、他市においては、30円台もあれば90円台とかもあります。松戸市はどちらかというと平均的な単価と思っています。

【議長】

ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

【委員】

前提を聞かないと、と思いましたので。

【議長】

はい委員、お願いします。

【委員】

この1件だけってということですか。ちなみに、口径は幾つですかこの1件は。

【事務局】

口径は40mmです。

【委員】

40mm、わかりました。やはり30mm以上なのですね。それで、これは昔ながらのお風呂屋さんということでしょうか。銭湯ということですか。今後、ま

たどこかに、スーパー銭湯とかができたような場合、用途別だと、これに該当するかどうか、これを与えるかどうかという問題が出てきますが。

【事務局】

あくまでも銭湯と言われるものに対してのみの適用する単価となります。

【委員】

ちょっと銭湯の区分がわからないのですが、ようはスーパー銭湯的なものがどこかにできた場合、これに該当するのかという、そこが総務課長がさっきおっしゃっていた、店舗併用住宅の場合どっちにするのだということと同じことで、この銭湯は、これに該当するかどうかと問題になってしまう。用途別だと、それが用途別の危険性だと思うのです。

たった1件だけだけど、用途別にするとそういう問題が生じてしまうということだと思います。

【議長】

事務局からご発言あるようでしたらお願いします。

【事務局】

補足させていただきますと、スーパー銭湯は公衆浴場法に該当しないので、適用されません。

【議長】

値段が決まっているやつとかですね。他にご発言ありますでしょうか。ご発言が特にないようですので、ただいまの公衆浴場湯用料金及び特別給水用料金につきましては、事務局のご提案の通りとしてよろしいでしょうか。

【委員】

特別給水用料金は別ですか。

【議長】

わかりました。じゃ1つずつ行きましょうか。まず、公衆浴場用料金につきまして、こちらについては事務局の提案通りでよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【議長】

ありがとうございます。続いて特別給水用料金になりますけれども、こちらにつきまして、まず、ご質問や、ご発言ご意見等ございますか。

委員、何かご発言がありますでしょうか。委員お願いします。

【委員】

特別給水用料金というのは、現行料金、或いは基本水量なしというところと、同じ料金体系になっているということですか。

【議長】

それでは、こちらの料金の考え方をもう少し詳しく、事務局よりご説明いただけますか。

【事務局】

7ページの表を見ていただきますと、一時的に道路清掃等で、月に1回程度、道路清掃をする車に、清掃用の水を入れまして、それを使用して道路清掃してもらっているという状況であります。一時的な使用ということで、基本料金はいただけないのですが、その1m³当たりの単価については、一番高い単価で、現在ですと410円です。これは税抜きなのですが、410円で使った使用水量に応じて、料金をいただいているということになります。

改正で、今410円と言いましたけれども、当然、先ほどの話では基本水量ありであったならば料金を試算した場合に当然、その一番高い料金を採用することで、410円にするわけではなくて、最高単価の一番高い料金を採用するということに

なります。

【議長】

一応確認ですけれども先ほどの基本水量なしの場合ですと、従量料金の一番高いところが450円になりますので、その分の値上げが発生するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、そうです。

【議長】

ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

【委員】

一点すいません、この特別給水のイメージとしては、どちらかの蛇口から買うという感じでしょうか。

【事務局】

実際には、消火栓に直接接続して給水するもので、蛇口から出したものではございません。

【議長】

よろしいでしょうか。委員いかがですか。大丈夫ですか。

【委員】

これは、具体的に言うと、道路清掃をされている車がありますが、イメージとしてはその車のことですか。タンクに水を入れて、路肩を水で清掃されている。そのことですか。

【事務局】

道路清掃もそうなのですが、道路や道路側溝とかU字溝もあります。その他に下水道の管で、主に市が発注している業務で、大量に水を使う業者です。そちらの方

が申請をして、許可したものについて、このような特別給水を行っております。散水車とか、タンクを積んでいる車に消火栓から給水をして、タンクの容量は、2m³とか3m³で、容量も決まっていますので、各業者により違いますが、タンクに入れる量が把握できていますので、それで料金をいただいています。

【委員】

今、新しい住宅とか集合住宅とか工場とか、そういう建物を建設するときにお水をかなり使いますが、そういうのは入っていないのですか。今おっしゃった中で分っているのは、道路ばかりなのですか。

【事務局】

通常、建築でコンクリート等に当然水を使いますので、その場合は、本管から給水をしてメーターをつけていただいて、使った量は把握しておりますので、その料金としていただいております。

【委員】

消火栓とおっしゃいましたが、消防の防火のために使う水も、これに入るんですか。

【川瀬工務課長補佐】

消火用とはまた別で、消防については訓練等もありますので、消防局の方から、毎月使った量を出していただいて、それについては一般会計の負担ということで別途料金をいただいております。

【議長】

その料金というのはこの特別給水用料金ではなく、また他の一般用の料金でもなく、別の料金体系があるということですか。

【事務局】

はい、これはあくまでも、先ほど言った道路清掃とかで使った場合の料金で、消

防用で使った料金については、また別のものです。

【委員】

タンク車は、どこから水を取るのですか。

【事務局】

清掃、道路清掃につきましては、場所が決まっています、必ずその消火栓から取っています。

【事務局】

消火栓のシステムにつきましては、消防で使う時は、消防でも使えますし、道路清掃のときにも消火栓から水を汲んで、入れております。

消火栓は、道路に消防車のマークが書いてある蓋がついているのですが、そこにスタンドパイプというものを立てまして、ホースを接続しますと水が出せるようになっています。

消防車に使うのも、清掃業者に入れる場合についても、両方兼ねられるものでございますので、そこから水を汲んでいます。

【委員】

消防車だとかは、また別の料金体系があるということなのですか。

【事務局】

消防用で使用した水につきましては、給水原価に使用水量を掛けるという形で、一般会計からいただいております。

【委員】

例えば公園の飲み水だとか、どこか噴水があるかどうかかわかんないですけど、そういう公共施設の噴水だとかの水も、一般会計からもらうと思うんですが、それもまた別の料金体系があるということですか。

【事務局】

公園につきましてはメーターがついていますので、それを検針しています。当然払うのは、市の費用です。

別に消防が使ったものについては、後日報告が上がってきまして、これだけ使いましたという報告がありますので、それに対して、給水原価を掛けたものを年度末に一括して、いただくという形となります。

【委員】

すいません、ちょっと興味本位になってしまいまして。

【議長】

気になってしまって聞いてしまいましたけれども、では特別給水用料金につきまして、その他ご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは無いようですので、こちらの特別給水用料金につきまして事務局のご提案の通りとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【議長】

ありがとうございます。それでは事務局におかれましては、そのようにお願いいたします。他にご発言ございますか。

特に今回まとめた内容をもちまして、答申の方をまとめていくことになりますので答申の中で、こういった意見を聞いて欲しいというような要望等ございましたらお願いします。

【委員】

委員の意見で、次のときに口径別ということを考えるという発言があったのですが、ちなみに教えてもらいたいのですが、4件100mmがあります。

これは個別的には教えてもらうことできるのですか。どこそこスーパーだとか、ど

こそ病院だとか、どうなのでしょう。

【事務局】

例えば大型の小売店だとか、或いは、小学校のプール運営ですとか、そういったところでは。

【委員】

はい。

【委員】

今のに関連してなのですが、松戸市の中にある集合住宅ですね。1件に何百世帯入っているときに、1軒1軒の口径が何ぼではなくて、集合住宅自体で大きい口径で契約したりしていませんか。それ、どうなのでしょう。

私のところは県営水道なのですが、聞きに行きました。そうしたら、私個人の名前では契約がないのだと言われて、私は集合住宅に住んでいますので、そしたらその集合住宅と契約しているっていう、すごく口径が大きいんですね。どういうふうになっているのだろうと思っています。いつも、どれだけ使ったかというものはないけど、引き落とし金額だけは銀行からの請求でくるので、上水道と下水道の金額があるので、分かるのですけれど。

市営水道としては、集合住宅の場合は大きい口径があって、個人の住宅を1軒1軒の口径があって、契約しているということで良いのですか。

【議長】

事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

共同住宅につきましても各戸に一つひとつ、メーターが付いておりますので、料金は、そのメーターを読んで、請求しています。各戸で個人個人と契約しているのと変わらないという状況です。

【委員】

私も1回聞きに行った方が良くないと、自分のところもメーターは付いていますが、県営水道は口径があってこれ幾らと、そういうのをどうやって分けているのかなと思いました。

市営水道区域内にも何百世帯入ってる集合住宅ってありますよね。だから、その辺が、このようなことを決めるときに、それぞれが13mmなのか20mmなのかちょっと気になって。だから大きい口径でと言ったときに、それを小学校のプールとか色々おっしゃいましたけど、住宅とかもそういう契約になっていたり、市営水道には口径は採用をしてなくてあくまでも、太い管で送ってようが何であろうが、個々のメーターで計算することになっているということですね。

【議長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは他にご発言ないようですので、本日の審議は以上といたします。

本日の審議において、市長からの諮問事項に対する当審議会としての答申内容の方向性がある程度定まったかと思います。

つきましては次の審議会までに事務局にて、具体的な答申案を作成していただき、次回第5回の審議会では改めてその内容について確認をした上で、当審議会の答申を完成させていくという方向でよろしいでしょうか。

【委員】

あと1つだけ、答申する前に当然これは、議会の議決事項だと思うのですが、この審議会で、最初に政治的なことというのを言いましたけど、この内容で大丈夫なのかどうか。議会が通りそうだとか、そういう議員に対する説明というんでしょうか、そういうのが必要はあるのでしょうかね。

どのようなお考えなのでしょうか。

これを出してから、こんなのは駄目だよと言われてしまうと、元も子もありませんから、打診というか、そういうことも必要ではないかと考えているのですが。

【議長】

事務局からご発言をお願いします。

【事務局】

今回取りまとめる答申案につきましては、会長から市長に手渡しをしていただき、その後に市長が中身を確認した上で、それで良いかどうかという最終的な判断は市長になりますので、市長からゴーサインが出れば、事務局としては、その方向で、議会への説明だとか、議案の上程等、事務的な作業はこちらで進めていくということになります。

【委員】

そうだとすると市長に対して、こんな方向性なのですがということは、言う必要性はないんでしょうか。このようなことが議論されて、このような方向で、答申が出そうなんですけど大丈夫ですかとかという内々で打診というか、説明というか。1発で、でき上がって、はいこれになりましたということで良いのですか。

【事務局】

あくまでも松戸市水道事業運営審議会に対して市長が諮問をして、料金改定に関してのご意見を市長が聞き、それに対して答申という形で返しますので、それを最終的に確認した上で市長がどう考え、どう判断するかということになります。

【議長】

ありがとうございます。我々が答申を出すためには政治的な配慮がいらないという感じですけど、お願いします。

【事務局】

答申を会長から市長に渡していただきますれば、市長はそれを見て、自分が諮

問したことに對する審議会からの答申だということで、その内容を通常は尊重していただいて議案として議会に私どもも提出します。

議案として提出した以上は、通るように努めます。そこで、議案が通れば料金改定がされるという趣旨です。

【議長】

ありがとうございます。よろしいですか。

では、そのような方向で当審議会の答申を完成させていくということになりますので、ご承知おきください。事務局としてもその形でよろしいですね。それでは、そのようによろしくお願いいたします。

では次に、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいたします。

【事務局】

（次回の審議会の日程等の説明をする）

【議長】

ただいまの連絡事項につきましてはそのようにご了解願います。

それでは以上をもちまして、令和7年度第4回松戸市水道事業運営審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては長時間にわたり、ありがとうございました。